

平成 28 年度 「航空機産業参入支援事業（国際品質マネジメントシステム規格（JISQ9100）及び国際特殊工程認証システム（Nadcap）認証取得支援）」 第 2 次公募要項

（事業目的）

航空機産業への参入にあたっては、川下企業から品質を担保するために JIS Q 9100 の品質管理システムや Nadcap の特殊工程に対する認証の取得等による高い品質マネジメントシステムの構築が求められる。航空機産業の参入にはこれらの取得が不可欠であるとも言われており、これらの認証の取得を支援し、航空機産業への参入に必要な企業内体制を整備し、以って雇用の促進を図る。

応募に際しては、本公募要領をご熟読のうえ、必要書類を（公財）新産業創造研究機構に提出してください。

平成 28 年度第 2 次公募期間

平成 28 年 6 月 10 日（金）～平成 28 年 7 月 8 日（金）（午後 5 時 30 分まで）

■補助金申請書の様式については、以下のホームページからダウンロードできます。

URL : http://www.niro.or.jp/n_prog_nie/

本公募要領は、「兵庫県次世代産業雇用創造プロジェクト補助金交付実施要領」に従って実施されますので、必ず、確認ください。

<お問い合わせ先>

（公財）新産業創造研究機構 産学連携推進部 山口

〒650-0046 神戸市中央区港島中町 6-1 神戸商工会議所会館 4F

TEL : 078-306-6806 FAX : 078-306-6811

URL : <http://www.niro.or.jp/>

1. 補助制度の内容

この補助制度の内容は下記のとおりです。

<p>補助事業 及び 補助対象事業者</p>	<p>補助事業： JIS Q 9100 の品質管理システムや Nadcap の特殊工程に対する認証取得に要する経費を補助します。</p> <p>平成 29 年 2 月末日までに認証取得が見込まれる事業を対象とします。認証取得が平成 29 年 3 月末となる場合も、補助対象としますが、平成 29 年 2 月末の時点で、最終審査を終え、指摘事項の解決ができていないことが必要です。</p> <p>JIS Q 9100 の県下の工場の追加認証や Nadcap での他の特殊工程の追加認証も対象とします。</p> <p>なお、他の国・県・市町村等からの認証取得に対する助成金・補助金との併給はできません。</p> <p>補助対象事業者：兵庫県下に事業所を有す事業者で、航空機産業への参入・取引拡大のため、平成 29 年 2 月末日までに認証取得を目指す事業者（既に構築を開始している事業者も対象としますが、補助対象は交付決定日以降に発生する経費のみとなります）</p>
<p>補助対象経費</p>	<p>申請料（申込料）・審査料（書類審査、予備審査、本審査の各審査費用）・認証料（初回登録料）、コンサルタント費用（謝金・旅費）、翻訳・通訳に係る費用、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、資料購入費、旅費</p> <p>（注）平成 29 年 3 月末に認証取得ができなかった場合は、補助金は交付されません。</p> <p>補助金交付決定通知後から補助事業実施期間満了日までに費用が発生し、平成 29 年 3 月 6 日（月）までに、支払を完了した費用が対象となります。</p> <p>（注）補助金交付決定通知後から補助事業実施期間満了日までに費用が発生しとは、その間に業務行為がなされ、費用請求があることを言います。</p>
<p>補助率</p>	<p>1 / 2 以内</p>
<p>補助限度額</p>	<p>1, 5 0 0 千円 / 社</p>

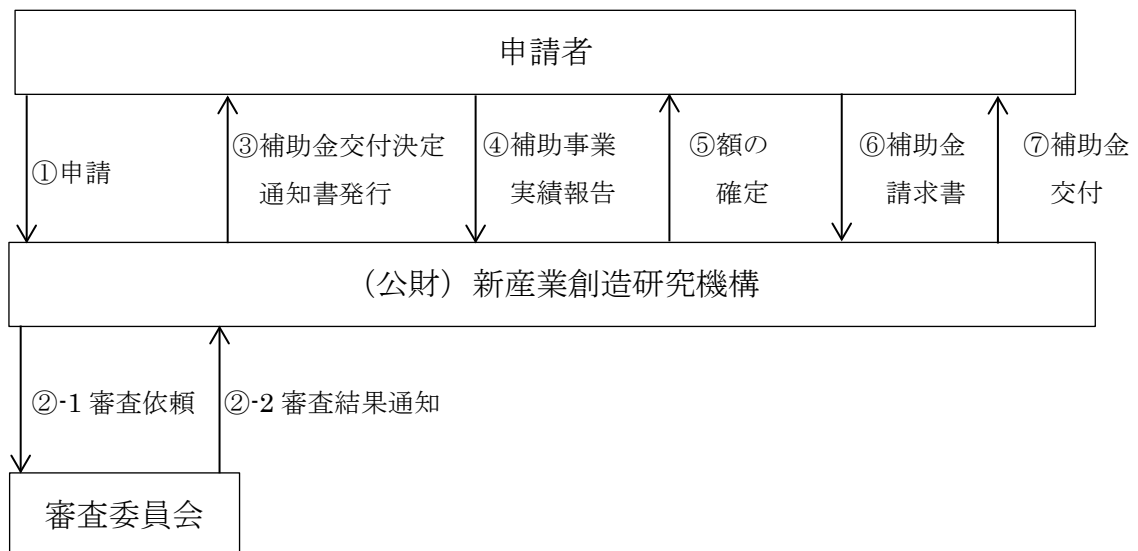
2. 事務の流れ

申請に対し、審査委員会による審査を経て交付決定がなされ、(公財)新産業創造研究機構から「補助金交付決定通知書」を発行します。認証取得後、補助事業者からの補助事業実績報告を受けて、書類審査及び必要に応じて現地調査のうえ、補助金の額を決定し、補助事業者からの請求書の提出を受けて補助金を交付します。

※ 補助金交付決定通知後に発生した費用が対象となります。

※ 補助対象経費については、認定後、申請者で支払いを完了させてください。また決済に当たっては必ず口座振込で処理してください(原則、現金手渡しで領収書受領は不可)。決済状況を確認の上、助成金の額を決定します。

※ 平成 28 年度については、対象事業の完了報告が 平成 29 年 3 月 6 日 (月) までに必ず提出できる案件であることが条件となります。



3. 補助手続

(1) 申請

補助を希望される方は所定の書類を揃えて、(公財)新産業創造研究機構の窓口へ申請して下さい。

<申請に必要な書類>

- 補助金交付申請書 (様式第 1 号)
- 収支予算書 (様式第 1 号 別記)
- 補助事業計画書 (様式第 1 号 別紙)

<添付書類>

- 直近 2 期決算書

- 調査確認書
- 航空機産業新規参入もしくは事業拡大ビジネスプラン（様式は自由です）
- 兵庫県「次世代産業の創出による雇用創造プロジェクト推進事業」への参加申込書
- 認証取得に係わる申請申込書（写）、申請受領書（写）もしくはこれに代わるもの（既に構築を開始している企業）
- 会社案内パンフレットもしくは準ずるもの

（２）審査

- ①（公財）新産業創造研究機構が設置する審査委員会の中で補助対象としての妥当性を審査の上、補助金交付を決定させていただきます。
- ②審査する項目は下記のとおりです。
 - 補助対象事業者として要件を満たしているか。
 - 補助対象の経費項目が妥当か。
 - 収支予算が適正で事業内容が適切か。
 - 補助金申請額は妥当か。

（３）補助金交付決定通知書

- ①審査委員会で採択された申請者は「補助金交付決定通知書」を発行します。
- ②採択されなかった申請者には、「不採択通知書」を送付します。

（４）事業完了報告

補助事業者は事業完了後、速やかに所定の書類を揃えて（公財）新産業創造研究機構の窓口へ補助事業実績報告書を提出してください。

<事業完了報告に必要な書類>

- 補助事業実績報告書（様式第 8 号）
- 収支決算書（様式第 8 号 別記）
- 事業実施結果報告書（様式第 8 号 別紙）
- 経費の支出を証する書類
- 認定取得登録証書（写）

（５）書類審査および現地調査

- ①実績報告書を受領後、報告に係る書類の審査および必要に応じて現地調査をおこない、成果が交付決定の内容等に適合しているかどうかを審査します。適合していると認める時は交付すべき額を確定し、補助事業者に通知します。なお、必要に応じ、中間検査を行

うことがあります。

- ②補助事業者からの補助金請求書を受け、補助金を交付します。

(6) 留意事項

- ①補助認定後、計画変更等によって補助事業の対象となる工事内容等や金額に変更が生じた場合、速やかに「補助金交付決定内容変更承認申請書」を提出して下さい。届出に対し、補助金交付決定変更承認通知書を発行します。内容によっては、補助金額が変更になったり、認定そのものを取り消させていただくことがありますのでご了承ください。
- ②事業の遂行が困難となった場合は、速やかに電話等で連絡のうえ、「補助事業遂行困難状況報告書」を提出して下さい。
- ③不適切な補助金申請、その他申請条件への違反等の事情が助成金交付後に判明した場合には、既に交付した補助金の返還を求めますのでご了承ください。